

隨 意 契 約 結 果 書

契 約 年 月 日	平成 25 年 10 月 10 日
契 約 業 者 名	株式会社日立ビルシステム
契約業者の住所	広島市中区八丁堀 3 番 33 号
工 事 の 名 称	因島大橋主塔エレベータドアロック装置修繕工事
工 事 場 所	広島県尾道市向島町地先(因島大橋 2P) 広島県尾道市因島大浜町地先(因島大橋 3P)
工 事 種 別	機械設備工事
工 事 概 要	本工事は、因島大橋主塔エレベータの各停止階の昇降路に取り付けられたドアロック装置の交換及び試運転調整を含めた修繕工事を行うものである。
工 期(自)	平成 25 年 10 月 11 日
工 期(至)	平成 26 年 3 月 14 日
契 約 金 額	3,307,500 円(税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税抜き)	3,499,000 円
随意契約の相手方の選定理由	<p>本修繕工事は、因島大橋の主塔エレベータにおいて、設備の機能、性能及び安全性を確保するために、各停止階の昇降路に取り付けられたドアロック装置の交換による部分整備を行い、試運転調整まで実施するものである。</p> <p>当該設備は(株)日立製作所製であり、上記業者は(株)日立製作所製のエレベータの設置、点検、検査、部品製作、部分整備、修繕等を専門に実施する業者でかつ、(株)日立製作所から指定された唯一の業者であり、国内の同様なエレベータの工事及び点検において多くの施工実績を有している。</p> <p>本修繕工事を円滑、安全に施工するためには、以下の履行条件を満足する必要がある。</p> <p>当該エレベータの構造と機能を熟知していること。 当該エレベータの交換部品等の製作または調達が可能であること。 当該エレベータの整備、部品交換作業、試運転調整、検査等を実施</p>

するための専門知識、実務経験を有する技術者を配置できること。
当該エレベータの工事等で十分な安全管理等が行うことができ、橋
梁塔内エレベータの工事等の実績を有していること。
上記業者は以上の履行条件を満足し、本修繕工事を施工が可能な唯一
の業者である。
従って、契約規程第4条第1項第1号及び契約事務細則第36条第1
項第4号に基づき、上記業者と随意契約するものとする。